

**令和 7 年度ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル
地域づくり事業 委託仕様書**

1 業務名称

令和 7 年度ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業

2 業務の目的

急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少により介護人材の大幅な不足が見込まれており、介護サービスにおける生産性の向上は喫緊の課題となっている。

そこで、高岡市（以下「市」という。）の介護事業所に「ケアプランデータ連携システム」の導入を促進することにより、業務の効率化や連携作業の標準化を図る一助とし、ひいては介護サービスの生産性の向上に資することを目的に実施する。

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 2 8 日までとする。

4 業務内容

受託者は、市と協議のうえ、次に記載する業務及びそれらに付随する業務を行うものとする。なお、対象事業所数は、100 事業所程度を想定している。

（1）事業説明会及び I C T 研修会の開催

市内の介護事業所に対して、本事業の目的、導入効果等の事業説明会及びケアプランデータ連携システムの操作や活用に係る I C T 研修会を、5 回以上開催すること。

なお、事業説明会及び I C T 研修会の方法については、同日に開催することを可とし、3 回以上は対面で開催すること。

対面の場合の会場は、市と協議のうえ決定すること。市役所庁舎内会議室等を利用することも可とし、その場合は、市が用意する。

（2）ケアプランデータ連携システム導入支援

市内介護事業所にシステム導入の働きかけをすることとし、システム導入の完了まで支援を行うこと。

システム導入支援の方法については、対面・非対面のどちらでも可とし、システム導入支援に必要なチラシや資料等は受託者が用意すること。

また、ケアプランデータ連携システムサポートデスクを設置し、市内介護事業所に対する導入支援をはじめ、完了までに必要な支援を行うこと。

（3）ケアプランデータ連携システム伴走支援（問い合わせ対応等）

市内介護事業所がケアプランデータ連携システムを活用する際は、サポートサイトの立ち上げ及び運用を行い、必要に応じて問い合わせ対応等の支援を行うこと。なお、伴走支援に係る支援の方法については、対面以外の方法で行う

ことも可とする。

また、システム導入にあたっては、必要に応じてケアプランデータ連携システムを活用した業務運用フローの見直し等の支援も行うこと。

(4) 導入効果を定量化する調査

受託者は本業務における分析や効果の報告のため、市内介護事業所へ必要な調査を実施すること。なお、調査については、システムを活用したことによる効果を具体的に測れるよう対応すること。

(5) 業務報告書及び横展開資料の作成

受託者は、実施した業務について、その実施内容等を記載した業務報告書を作成すること。また、調査結果やシステムを導入・活用したことによる好事例等をもとに、より多くの市内介護事業所に対して、システム導入を促すための周知に活用できる事例集を作成すること。

(6) その他

受託者は、各業務で使用した資料及び作成した業務報告書等を市へ納品すること。

5 業務報告書等の納入

(1) 業務報告書（PDFデータ）

(2) 報告書の元データ（ワード又はエクセルとし、修正・加工が可能なもの）

(3) 横展開資料

(4) 上記（1）～（3）を収録したCD-R 2枚

6 その他

(1) 市は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。

(2) 受託者は、業務の全部を第三者に委託又は請負わせてはならない。ただし、一部かつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りでない。

(3) 受注者は、本業務において知り得た機密を発注者の許可なく第三者に漏らしはならない。

(4) 本契約において納入される業務報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、市に帰属するものとする。なお、受託者は、業務報告書等（著作権の帰属にかかわらない。以下同じ。）につき、市に対し、著作権法第18条から第20条までの著作権人格権を行使しないものとする。また、業務報告書等について、市が内容を公表する場合、業務の目的等に応じて内容を改変することにかかわる一切については、市は、受託者を含めた相手方の同意や確認及び対価の支払を要せずに行うことができるものとする。

(5) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、市と受託者がその都度協議のうえ、決定するものとする。